

## 令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの地震の影響により被災されたお客さまに、心よりお見舞い申しあげます。

当社は、2025年12月8日の地震の影響により、2025年12月8日以降に「災害救助法」が適用された市町村において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合に電気料金等の特別措置を講ずることとしております。

電気料金等の特別措置の内容は以下のとおりとなっておりますので、特別措置の内容および申込方法等の詳細につきましては、ご連絡先へお申し出くださいますようお願いいたします。

なお、本特別措置は、災害救助法の公示日が属する月から6カ月後の月末までのお申し出を対象といたします。

### 【2025年12月8日付「災害救助法適用市町村】

災害救助法適用市町村	
青森県	八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南部町、三戸郡階上町
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

## 【電気料金等の特別措置内容】

### 1. 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2025年11月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る), 12月, 2026年1月および2月分の電気料金の支払期日(検針日の翌日から30日目)を各々1カ月間延長いたします。

### 2. 災害時から不使用となった期間の基本料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、災害発生後6カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

※\_ご契約内容に応じた約款等に基づき、基本料金を免除いたします。

### 3. 工事費負担金等の免除

託送供給等約款等において以下の場合においては、工事費負担金等が免除となることから、お客さまへのご請求も免除となります。

(1) 被災時から全く電気を使用されず、一時的に廃止された後、災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに被災前の契約電力等をこえずに新たな需給契約の申込みを行われた場合

(2) 再建等のため、新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時電力の申込みを行われた場合

(3) 再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更の申込を行われた場合

※\_工事費負担金等については、一般送配電事業者等の託送供給等約款等に基づき請求を受けた場合に、相当額をお客さまへ請求しております。

### 4. 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となったときは、その使用不能設備相当分の基本料金は、災害発生日が属する月から6月後の月の末日まで申し受けません。当該設備の復旧後は、基本料金の免除は行いません。

## 【ご連絡先】

■東北電力 カスタマーセンター

フリーダイヤル 0120-066-774 (受付時間) 月～金曜日 (祝日除く) 午前9時～午後5時まで

以 上